

令和5年6月23日

養父市議会議長 西田 雄一様

予算特別委員会

委員長 深澤 巧

予算特別委員会審査報告書

令和5年6月2日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

令和5年6月6日（火）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第36号	令和5年度養父市一般会計補正予算（第2号）	原案可決すべきもの
議案第37号	令和5年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決すべきもの
議案第38号	令和5年度養父市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決すべきもの
議案第39号	令和5年度養父市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決すべきもの

（別紙）審査内容等報告書

(別紙)

予算特別委員会 審査内容等報告書

議案第 36 号 令和 5 年度養父市一般会計補正予算 (第 2 号)

- 【質疑】 市道朝倉高柳線道路改良事業を今年度に繰延べした理由は何か。また、米里川交差部の 40 メートル分が令和 6 年度施工となっているのはなぜか。朝倉地区方面へ延伸する計画はあるのか。
- 【答弁】 地元協議に時間を要し、令和 4 年度実施事業の年度内執行が不可能となったため繰延べした。この事業は令和 6 年度までの計画で、米里川交差部は、次年度において橋梁 (ボックスカルバート) 工事を予定している。今後、朝倉地区方面への延伸を計画しているが、道路法線等の詳細は決まっていない。
- 【質疑】 氷ノ山国際スキー場の修繕費が指定管理料として計上されているが、今後は他の施設にも適用していくのか。スキー客の安全確保のためには、リフト整備に係る業者の選定や修繕内容の決定に市も関わるべきではないか。民民の入札執行になり、入札管理という観点から見ると公契約の範囲を外れてしまうが、問題はないか。
- 【答弁】 令和 5 年度から、試行的に修繕費も指定管理料に含めることができるとしている。現在、指定管理者制度の在り方について検討を進めている。修繕の範囲については、金額に上限を設けたり工種を分けることなどを協議している。これまでもリフトの整備は特命随意契約で行っており、指定管理者も同じ業者を選定すると思われる。
- 【質疑】 関宮小さな拠点整備に係る N P O 法人への補助金は、補助内容や用途について、個別の補助金交付要綱を策定して交付するべきではないか。この事業の全体計画が見えないが、具体的な活動計画の提出があり補助が決まったのか。
- 【答弁】 今年度のみ補助であるので、市の補助金等交付規則に基づいて交付する予定である。住民会議の運営支援等、後方支援の取組に補助金を交付するもので、事業計画は補助金申請時に提出させる。